



令和6年度水質検査計画



天女の住まう街

Takaishi City

高石市



高石市水道事業



目 次

水質検査計画の内容	頁
1 はじめに	1
2 水道の概要	1
3 配水方法	1
4 水質検査計画の基本方針	2
5 水道水の状況	2
6 水質管理上留意すべき事項	2
7 検査地点	2
8 水質検査項目及び検査頻度	3
9 水質検査方法	4
10 臨時の水質検査	5
11 水質検査計画及び検査結果の公表について	5
12 水質検査の精度と信頼性保証	6
13 関係者との連携	6
受水系統図	8
受水図	9
水質検査地点	10
検査項目一覧	11
検査頻度の判定	12
水質管理目標設定項目一覧	13
令和6年度水質試験実施予定表	14



1 はじめに

水道事業者にとって安全で清浄な水道水の供給を確保することは基本的な義務であります。これまで行ってきました検査計画及び検査結果の公表と併せて水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう水質検査計画を策定し公表いたします。

2 水道の概要

高石市の水道事業は昭和8年に事業認可を受け、昭和11年から浅井戸を自己水源として配水を始めました。昭和27年から自己水に加えて大阪府水道部（以下、「府営水道」という。）の供給を受け、昭和30年には府営水道から、昭和39年には泉北水道企業団（以下、「泉北水道」という。）からそれぞれ浄水の受水を開始しました。

その後、水質の悪化により自己水は昭和58年で廃止しました。以降、本市の水道は、全て府営水道と泉北水道からの浄水を受けて配水を行なうこととなりました。

平成23年4月1日から大阪府の実施していた水道事業が大阪広域水道企業団（以下、「広域水道」という。）に移管されました。さらに、令和2年度に泉北水道企業団が解散したことにより、本市の水道は全て広域水道からの浄水の配水となりました。

（1）給水状況（令和4年度高石市水道事業会計決算）

区分	内容
給水戸数	27,331 戸
給水人口	57,087 人
普及率	100 %
年間配水量	6,448,742 立方メートル
1日平均配水量	17,668 立方メートル
1人1日平均配水量	309 L

3 配水方法（8ページ 受水系統図参照）

高石市の水道は、受水圧を利用しそのまま配水するものと、市の中心部にある配水場の配水池に貯水しポンプで圧送するものがあります。

（1）高地区系統

JR以東の地区（取石地区）は広域水道取石分岐から受水し、直接各戸へ配水しています。又、その一部は高石配水場を経由し、JR以西に配水しています。



(2) 低地区系統

JRより西側は広域水道綾井分岐及び北分岐に加え、高地区に配水している広域水道取石分岐を高石配水場で受水し、主に配水池に貯水しポンプで加圧して市内に配水すると共に、一部は受水圧を利用し、そのまま市内に配水しています。

4 水道検査計画の基本方針

ある広域水道が行っていますので、本市では安全で良質な水道水であることを確認するため、浄水の検査を行います。

広域水道が検査しています水質の情報を随時に受け取り、情報の共有化を図ります。

広域水道取石分岐・配水場の受・配水地点に残留塩素・pH値をリアルタイムに測定出来る装置を設置し、水質の連続監視を行います。

5 水道水の状況（9ページ 受水図参照）

広域水道の浄水（以下、「広域水道水」という。）は淀川を水源とし、急速ろ過方式により処理されています。平成10年の府営水道時には全量が高度処理水となり過去のかび臭などもなくなり良質な水となっています。

6 水質管理上留意すべき事項

浄水受水のため、特に問題はありませんが夏期に残留塩素値が低くなる傾向があるため、動向を監視し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムを注入するなど残留塩素値に注意します。

7 検査地点（10ページ 水質検査地点参照）

(1) 水質基準が適用される給水栓（蛇口）での検査を行い、給水栓の選定にあたっては配水区域の末端の給水栓で行います。



8 水質検査項目及び検査頻度（11ページ 検査項目一覧及び12ページ 検査頻度の判定参照）

(1) 水質基準が適用される給水栓における水質検査項目と検査頻度及び水質の基準値は、水道法の規定に準拠して行います。

(2) 水源の特徴及び過去の水質検査結果を考慮し、採水頻度を上記の項目に追加して検査します。

① ジェオスミン・2-メチルイソボルネオールは水温上昇時の藻類等の発生時期に併せて実施します。

(3) 水質基準検査項目及び検査頻度

法令に基づく水質検査の内（基1～51）、その濃度が基準値の10%以下の場合には3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目も含めて、水質が安定し良好である事を確認するため、**年1回は全項目の検査を行います。**

① Ca、Mg等（硬度）については、基準値の20%を超えているため、**年4回検査を実施します。**

② 蒸発残留物については、基準値の20%を超えているため、**年4回検査を実施します。**

(4) 管理目標設定項目及び検査頻度（13ページ 水質管理目標設定項目一覧参照）

水質管理目標設定項目（全27項目）は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。

必要な項目について広域水道の給水栓にて**年1回検査**を行います。

① 農薬類については、浄水受水であり、広域水道が検査を行っているのに加え、管路内で数値が上昇する事が無いため、検査を行いません。

また、亜塩素酸及び二酸化塩素については、消毒剤として使用していなかったり、濃度が上昇しないと見込まれているため、検査を行いません。

(5) その他法で定める検査

① 市内給水栓（6箇所）及び配水場の受水及び配水（5箇所）において、水道法に基づいた色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を毎日行います。



(6) 本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

- ① 残塩検査 水道法に基づく「衛生上必要な措置」として、給水栓の水が、遊離残留塩素濃度を0.1 mg/L以上保持できるように塩素消毒を実施しております。夏期水温上昇時は塩素濃度が減少するため、末端の給水栓の遊離残留塩素濃度をこまめに測定します。令和元年度は遊離残留塩素濃度の最低値は0.3 mg/Lでした。
- ② 内部検査 高石市独自検査として、受水地点（分岐）、配水場出口及び給水栓の計9カ所において、水温、導電率、pH値、遊離残留塩素、結合残留塩素、濁度、色度、塩化物イオン、味及び臭気の項目を検査します。

9 水質検査方法（11ページ 検査項目一覧及び14ページ 令和6年度水質試験実施予定表参照）

水質検査項目及び水質事故等による臨時の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた大阪府泉佐野保健所（以下、「保健所」という）及び広域水道に委託します。残留塩素測定検査・内部検査については高石配水場で実施します。

- (1) 本市、保健所及び広域水道で行う検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（厚生労働省告示第261号）」並びに「上水試験方法（日本水道協会編）」等によって行います。

(2) 水質基準検査（11ページ 検査項目一覧参照）

毎月検査として、検査の省略不可の9項目に加えて、鉄およびその化合物他2項目を保健所に委託します。年4回検査として、シアン及び塩化シアン他6項目を保健所、クロロ酢酸他8項目は広域水道に委託します。年1回検査として、水銀及びその化合物他7項目については保健所、カドミウム及びその化合物他15項目については広域水道に委託します。

- (3) 水質管理目標設定項目（13ページ 水質管理目標設定項目一覧参照）については、一覧表のとおり実施します。残留塩素、濁度、pH値については高石配水場で検査し、有機物等は保健所に、その他の項目は広域水道にそれぞれ委託します。



10 臨時の水質検査

下記の水質異常が発生し、給水栓の水質への影響が予想され、また、水質基準に適合しないおそれがある場合は、必要に応じて配水場・蛇口などの給水栓などから採水し、当該の水質検査項目について臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源や浄水処理に異常があったと広域水道から連絡があった場合。
- ・ 本市の給水区域およびその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

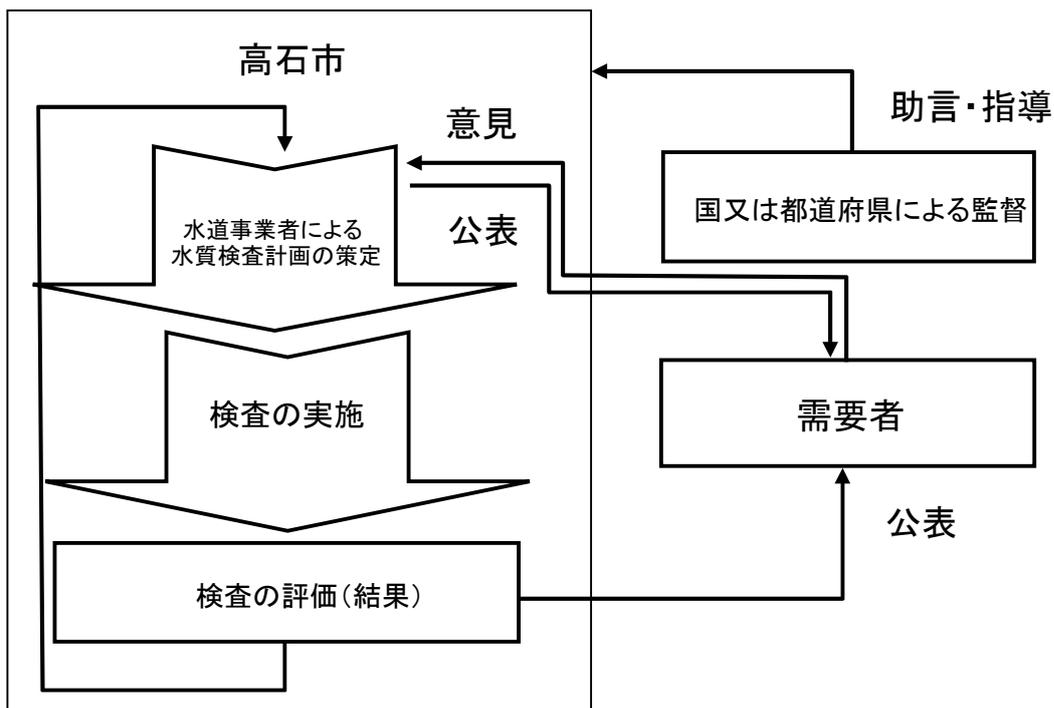
臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

11 水質検査計画及び検査結果の公表について

広報紙（7月号、12月号）で検査結果の一部を公表し、ホームページ及び上下水道課窓口で水質検査計画及び検査結果が閲覧出来ます。

令和5年度末現在、水質基準を超える項目がなく（12ページ 検査頻度の判定参照）、**安全で安心な水を供給しております。**

これらの事項につきまして、需要者である市民の方々からご意見を頂いて下記のような流れで定期的に見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指しています。





代表的な水質項目と基準値等の比較

	単位	水道水質の基準値	おいしい水の要件※1	広域水道水
蒸発残留物(ミネラル分)	mg/L	500 以下	30~200	92
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300 以下	10~100	40.6
遊離炭酸(炭酸ガス)	mg/L		3~30	3.0
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3 以下		0.8
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L		3 以下	---
臭気強度(TON)			3 以下	3.0
残留塩素	mg/L		0.4 以下	0.9
水温	度		20 以下	19.9
総トリハロメタン	mg/L	0.1 以下		0.020

※1 昭和 60 年に厚生省（現 厚生労働省）の「おいしい水研究会」が示した要件です。広域水道水は水質基準適合判定地点で、本市に近い「北分岐」の令和元年度平均値。

12 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は多岐多様にわたり、その測定も極めて微量レベルです。本市では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えます。

(1) 水質検査の精度

- 1 水質基準検査については当該項目の検査が可能な厚生労働大臣の登録検査機関（水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく）に委託します。

水質検査項目は G L P (good laboratory practices) に基づき精度管理を行います。

- 2 本市から公表する水質データを測定する機器は、全て定期的に校正を行います。
又、計量法に該当する機器は、計量法の検定を行っています。
- 3 検査方法及び測定機器の保守管理に関する標準操作手順書の整備を構築します。
- 4 広域水道等関係機関が主催する検査技術に関する講習会へ参加いたします。

(2) 信頼性保証

測定者ごとに結果が変わらないように、分析装置毎に精度の良い測定を行い、水質検査の信頼性を確保していきます。

13 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、保健所と連携し、水質検査等を行います。

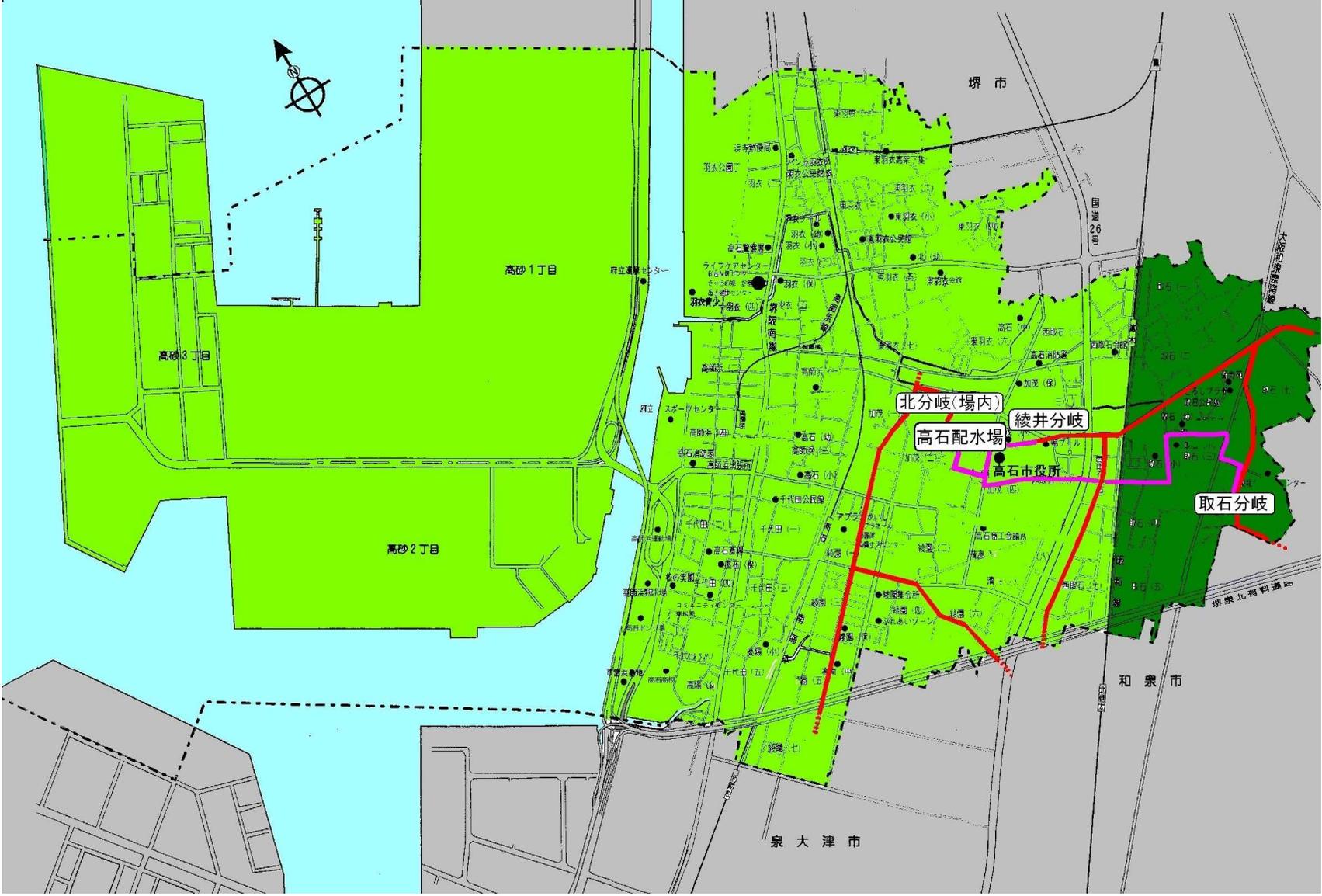
また、水源である広域水道と常に連絡を密に取り、万が一水質事故等が発生した場合はお互いが迅速に対処出来るよう体制を整えます。

さらに、アクアネット大阪※を通じ、常に水道に関する最新の情報を共有することで、安全で良質な水道水の供給に努めます。



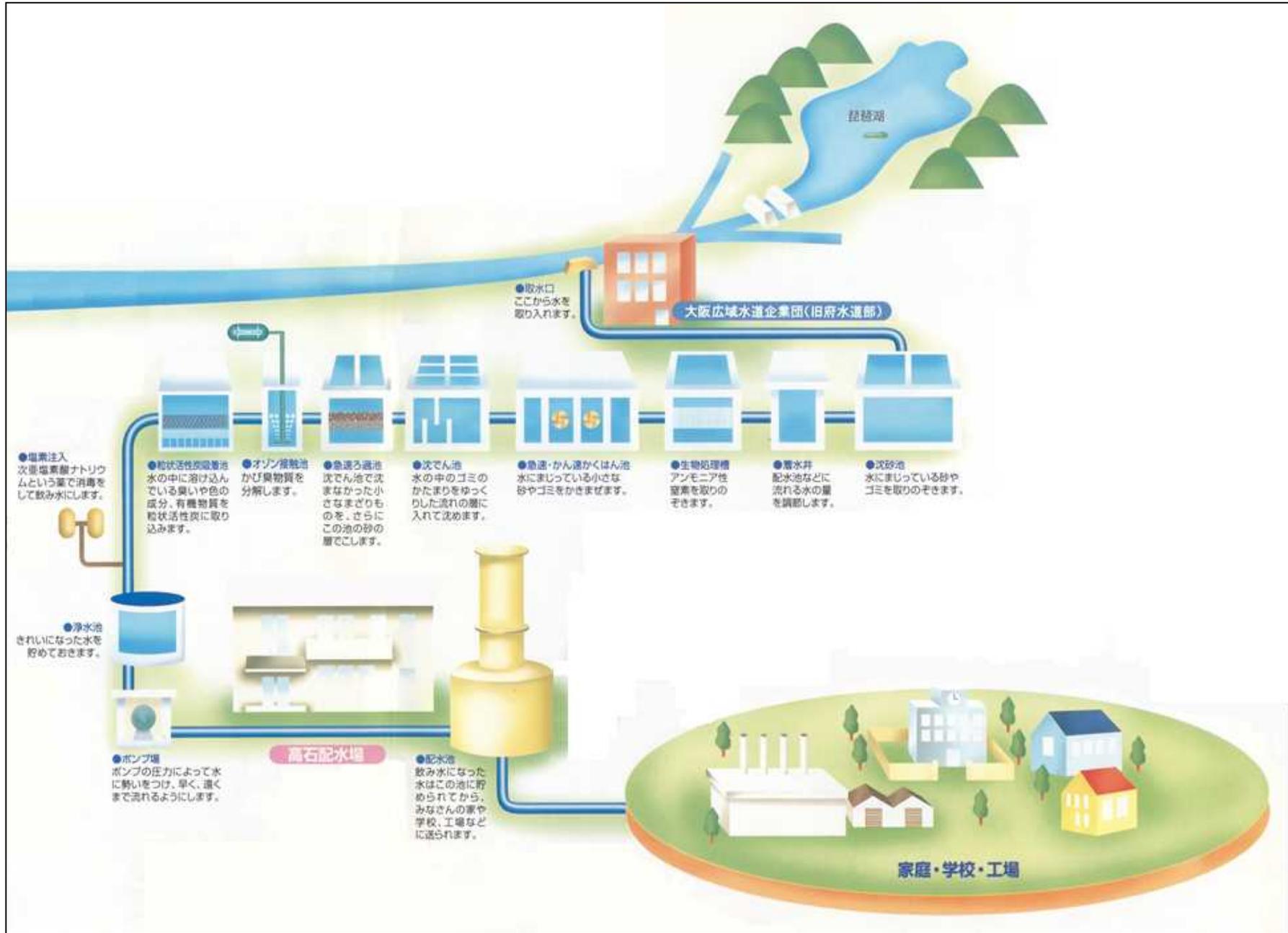
* アクアネット大阪とは広域水道と市町村水道の情報交換システムの名称で、広域水道と市町村の水量・水質等の情報を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定送水を目指した水のネットワークです。

受水系統図



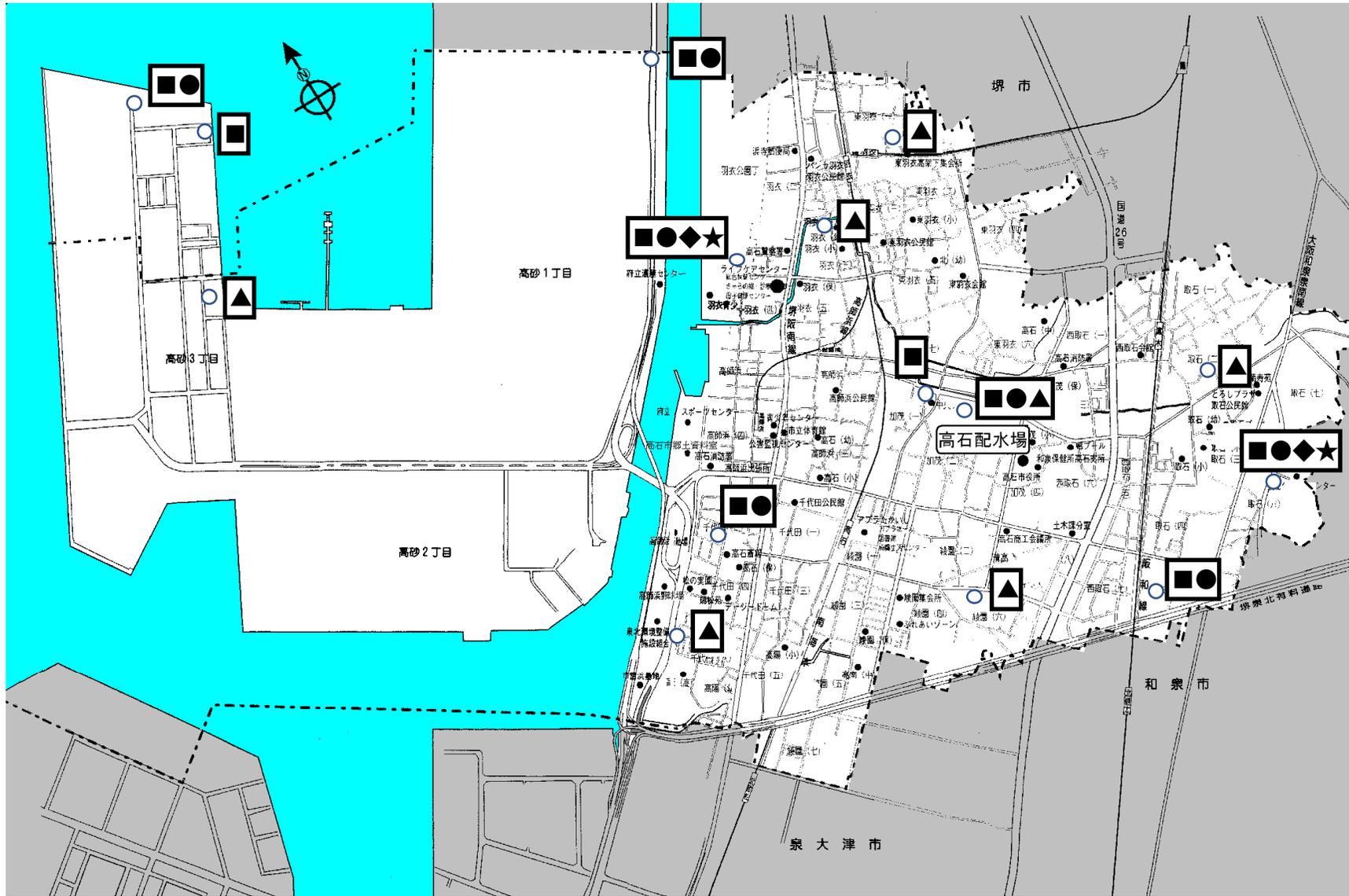
低地区配水区域
 高地区配水区域

大阪広域水道企業団送水管 (旧大阪府水道部)
 当市 受水管



受水図

水質検査地点



分類	名称	検査を行う場所	検査の頻度
■	残塩検査	配水場・給水栓	毎月、必要に応じて回数を増加
●	内部検査	分岐・配水場・給水栓	毎月
▲	毎日検査	分岐・配水場・給水栓	毎日
◆	水質基準検査	分岐・給水栓	毎月、項目により年4回・年1回
★	水質管理目標設定項目検査	分岐・給水栓	年1回

検査項目一覧

番号	項目	水質基準(mg/L)	残塩検査		内部検査		毎日検査		水質基準検査			検査機関
									毎月	年4回	年1回	
			分岐	給水栓	分岐	給水栓	分岐	給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	
基01	一般細菌	100 以下							◆			大阪府保健所
基02	大腸菌	検出されないこと							◆			大阪府保健所
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下									◆	大阪広域水道企業団
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下									◆	大阪府保健所
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下									◆	大阪広域水道企業団
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下									◆	大阪広域水道企業団
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下									◆	大阪広域水道企業団
基08	六価クロム化合物	0.02 以下									◆	大阪広域水道企業団
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下									◆	大阪府保健所
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下								◆		大阪府保健所
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下							◆			大阪府保健所
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下									◆	大阪府保健所
基13	ホウ素及びその化合物	1 以下									◆	大阪広域水道企業団
基14	四塩化炭素	0.002 以下									◆	大阪広域水道企業団
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下									◆	大阪広域水道企業団
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下									◆	大阪広域水道企業団
基17	ジクロロメタン	0.02 以下									◆	大阪広域水道企業団
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下									◆	大阪広域水道企業団
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下									◆	大阪広域水道企業団
基20	ベンゼン	0.01 以下									◆	大阪広域水道企業団
基21	塩素酸	0.6 以下								◆		大阪府保健所
基22	クロロ酢酸	0.02 以下								◆		大阪広域水道企業団
基23	クロロホルム	0.06 以下								◆		大阪広域水道企業団
基24	ジクロロ酢酸	0.04 以下								◆		大阪広域水道企業団
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下								◆		大阪広域水道企業団
基26	臭素酸	0.01 以下								◆		大阪府保健所
基27	総トリハロメタン	0.1 以下								◆		大阪広域水道企業団
基28	トリクロロ酢酸	0.2 以下								◆		大阪広域水道企業団
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下								◆		大阪広域水道企業団
基30	ブromoホルム	0.09 以下								◆		大阪広域水道企業団
基31	ホルムアルデヒド	0.01 以下								◆		大阪府保健所
基32	亜鉛及びその化合物	1 以下									◆	大阪広域水道企業団
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下									◆	大阪広域水道企業団
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下							◆			大阪府保健所
基35	銅及びその化合物	1 以下									◆	大阪広域水道企業団
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下									◆	大阪府保健所
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下							◆			大阪府保健所
基38	塩化物イオン	200 以下			●	●			◆			大阪府保健所／高石市土木部上下水道課
基39	Ca,Mg等(硬度)	300 以下								◆		大阪府保健所
基40	蒸発残留物	500 以下								◆		大阪府保健所
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下									◆	大阪府保健所
基42	ジェオスミン	0.00001 以下									◆	大阪府保健所
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下									◆	大阪府保健所
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下								◆		大阪府保健所
基45	フェノール類	0.005 以下									◆	大阪府保健所
基46	有機物質(全有機炭素TOCの量)	3 以下							◆			大阪府保健所
基47	pH値	5.8-8.6			●	●			◆			大阪府保健所／高石市土木部上下水道課
基48	味	異常でないこと			●	●			◆			大阪府保健所／高石市土木部上下水道課
基49	臭気	異常でないこと			●	●			◆			大阪府保健所／高石市土木部上下水道課
基50	色度	5 以下			●	●			◆			大阪府保健所／高石市土木部上下水道課
基51	濁度	2 以下			●	●			◆			大阪府保健所／高石市土木部上下水道課
毎日検査(水道法施行規則第17条)		評価										
1	色	異常なし	■	■			▲	▲	◆			高石市土木部上下水道課
2	濁り	異常なし	■	■			▲	▲	◆			高石市土木部上下水道課
3	異常な臭味	異常なし	■	■			▲	▲	◆			高石市土木部上下水道課
4	消毒の残留効果(遊離残留塩素)	0.1mg/L以上	■	■	●	●	▲	▲	◆			高石市土木部上下水道課
高石市が独自に行う検査		評価										
5	水温	--- °C	■	■	●	●			◆			高石市土木部上下水道課
6	導電率	--- ms/cm	■	■	●	●			◆			高石市土木部上下水道課

検査頻度の判定

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令に基 づく検査 頻度 (回/年)	検査 の 省略	過去検査実施数値						水質基準検査 令和5年度 実施回数
					令和3年度		令和4年度		令和5年度		
					検査回数	最高値※2	検査回数	最高値※2	検査回数	最高値※2	
基01	一般細菌	100個/ml	12	不可	12	2	12		12	0	12
基02	大腸菌	不検出	12	不可	12	検出せず	12	検出せず	12	検出せず	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003	4	※1	1	0.0003未満	1	0.0003未満	1	0.0003未満	1
基04	水銀及びその化合物	0.0005	4	※1	1	0.00005未満	1	0.00005未満	1	0.00005未満	1
基05	セレン及びその化合物	0.01	4	※1	1	0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	1
基06	鉛及びその化合物	0.01	4	※1	1	0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	1
基07	ヒ素及びその化合物	0.01	4	※1	1	0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	1
基08	六価クロム化合物 ※3	0.02	4	※1	4	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	1
基09	亜硝酸態窒素	0.04	4	※1	1	0.004未満	1	0.004未満	1	0.004未満	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	不可	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4	※1	12	1.23	12	1.23	12	1.12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8	4	※1	1	0.08	1	0.08	1	0.09	1
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	4	※1	1	0.1未満	1	0.1未満	1	0.1未満	1
基14	四塩化炭素	0.002	4	※1	1	0.0002未満	1	0.0002未満	1	0.0002未満	1
基15	1・4-ジオキサン	0.05	4	※1	1	0.005未満	1	0.005未満	1	0.005未満	1
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	4	※1	1	0.004未満	1	0.004未満	1	0.004未満	1
基17	ジクロロメタン	0.02	4	※1	1	0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	1
基18	テトラクロロエチレン	0.01	4	※1	1	0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	1
基19	トリクロロエチレン	0.01	4	※1	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	1
基20	ベンゼン	0.01	4	※1	1	0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	1
基21	塩素酸	0.6	4	不可	4	0.08	4	0.08	4	0.08	4
基22	クロロ酢酸	0.02	4	不可	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4
基23	クロロホルム	0.06	4	不可	4	0.006未満	4	0.006未満	4	0.015	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03	4	不可	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	4	不可	4	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4
基26	臭素酸	0.01	4	不可	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.002	4
基27	総トリハロメタン	0.1	4	不可	4	0.02	4	0.02	4	0.03	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03	4	不可	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	4	不可	4	0.005	4	0.005	4	0.011	4
基30	ブロモホルム	0.09	4	不可	4	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08	4	不可	4	0.008未満	4	0.008未満	4	0.001	4
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	4	※1	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	4	※1	1	0.02未満	1	0.02未満	1	0.02未満	1
基34	鉄及びその化合物	0.3	4	※1	12	0.01	12	0.01	12	0.03	12
基35	銅及びその化合物	1.0	4	※1	1	0.1未満	1	0.1未満	1	0.1未満	1
基36	ナトリウム及びその化合物	200	4	※1	1	15.6	1	15.6	1	16.5	1
基37	マンガン及びその化合物	0.05	4	※1	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
基38	塩化物イオン	200	12	不可	12	18.8	12	18.8	12	19.9	12
基39	Ca、Mg等（硬度）	300	4	※1	4	44	4	44	4	45	4
基40	蒸発残留物	500	4	※1	4	99	4	99	4	104	4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	4	※1	1	0.02未満	1	0.02未満	1	0.02未満	1
基42	ジェオスミン	0.00001	発生時期に月1回以上		1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に月1回以上		1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
基44	非イオン界面活性剤	0.02	4	※1	4	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	4
基45	フェノール類	0.005	4	※1	1	0.0005未満	1	0.0005未満	1	0.0005未満	1
基46	有機物質（全有機炭素TOCの量）	3	12	不可	12	0.9	12	0.9	12	0.9	12
基47	pH値	5.8-8.6	12	不可	12	7.29	12	7.29	12	7.73	12
基48	味	異常でないこと	12	不可	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
基49	臭気	異常でないこと	12	不可	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
基50	色度	5度	12	不可	12	0.5	12	0.5	12	0.5未満	12
基51	濁度	2度	12	不可	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12

※1 過去3年間の検査結果が全て基準値の20%以下の場合には1年に1回まで省略する事が出来ます。（基準値の10%以下は3年に1回まで）

※2 最高値は末端給水栓における年間検査結果の最高値です。

水質管理目標設定項目一覧

番号	検査項目	目標値 mg/L	過去3年間検査 実施最高値	検査回数(回/年) 給水栓	検査機関
管 1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	0.002未満	1	大阪広域水道企業団
管 2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定) 以下	0.0002未満	1	大阪広域水道企業団
管 3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	0.002未満	1	大阪広域水道企業団
管 4	項目削除				
管 5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004未満	1	大阪広域水道企業団
管 6	項目削除				
管 7	項目削除				
管 8	トルエン	0.4 以下	0.04未満	1	大阪広域水道企業団
管 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	0.008未満	1	大阪広域水道企業団
管 10	亜塩素酸	0.6 以下		省略	
管 11	項目削除				
管 12	二酸化塩素	0.6 以下		省略	
管 13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定) 以下	0.001未満	1	大阪広域水道企業団
管 14	抱水クロラール	0.02(暫定) 以下	0.002未満	1	大阪広域水道企業団
管 15	農薬類	1 以下		省略	
管 16	残留塩素	1 以下	0.5	自己検査	高石市土木部上下水道課
管 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	43	法定検査に含む	大阪府保健所
管 18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	0.005未満	法定検査に含む	大阪府保健所
管 19	遊離炭酸	20 以下	4.7	1	大阪広域水道企業団
管 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.03未満	1	大阪広域水道企業団
管 21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下	0.002未満	1	大阪広域水道企業団
管 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	0	1	大阪府保健所
管 23	臭気強度(TON)	3 以下	3	1	大阪広域水道企業団
管 24	蒸発残留物	30-200	100	法定検査に含む	大阪府保健所
管 25	濁度	1度 以下	0.1未満	自己検査	高石市土木部上下水道課
管 26	pH値	7.5程度	7.3	自己検査	高石市土木部上下水道課
管 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-1.5	1	大阪広域水道企業団
管 28	従属栄養細菌	2,000集落/mL以下 (暫定)	0	1	大阪広域水道企業団
管 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.01未満	1	大阪広域水道企業団
管 30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	0.02未満	法定検査に含む	大阪広域水道企業団
管 31	PFOS及びPFOA	0.00005 以下	0.00001	1	大阪広域水道企業団

令和6年度水質試験実施予定表

高石市水道事業

実施予定日	検査項目	採水番号	採水場所	依頼機関
令和6年4月9日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
5月14日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
6月4日	毎月検査+7項目		給水栓	大阪府保健所
6月25日	金属類+消毒副生成物	1・2		大阪広域水道企業団
7月2日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
8月6日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
9月3日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
10月8日	毎月検査+7項目+8項目+ 管理目標設定項目 金属類+揮発性物質+ 消毒副生成物+その他 +管理目標設定項目	3・4	給水栓	大阪府保健所
10月29日				大阪広域水道企業団
11月12日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
12月3日	毎月検査+7項目		給水栓	大阪府保健所
12月17日	金属類+消毒副生成物	5・6		大阪広域水道企業団
令和7年1月7日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所
2月4日	毎月検査+7項目		給水栓	大阪府保健所
2月25日	金属類+消毒副生成物	7・8		大阪広域水道企業団
3月4日	毎月検査		給水栓	大阪府保健所

- 注・大阪府保健所の水質検査の検体は和泉保健所へ搬入するため、試験日は第1又は第2火曜日とし、翌週以降の火曜日を予備日とする。
- 大阪府保健所への水質検査依頼
 - 毎月検査：一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉄、マンガン、塩化物イオン有機物質（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度 計12項目
 - 7項目（年4回）：シアン及び塩化シアン、Ca・Mg（硬度）、蒸発残留物、塩素酸、非イオン界面活性剤、臭素酸、ホルムアルデヒド
 - 8項目（年1回）：水銀、フェノール類、ナトリウム、フッ素、陰イオン界面活性剤、かび臭（2項目）、亜硝酸態窒素
 - 上記以外の基準項目については大阪広域水道企業団に水質検査を依頼する。
 - 毎月検査及び、その他保健所に依頼する検体は保健所に直接搬入する。
 - なお、検体の搬入先は和泉保健所とする。
 - 大阪広域水道企業団に依頼する検体は、高石配水場より運送会社にて村野浄水場に輸送する。日とし、翌週以降の火曜日を予備日とする。